

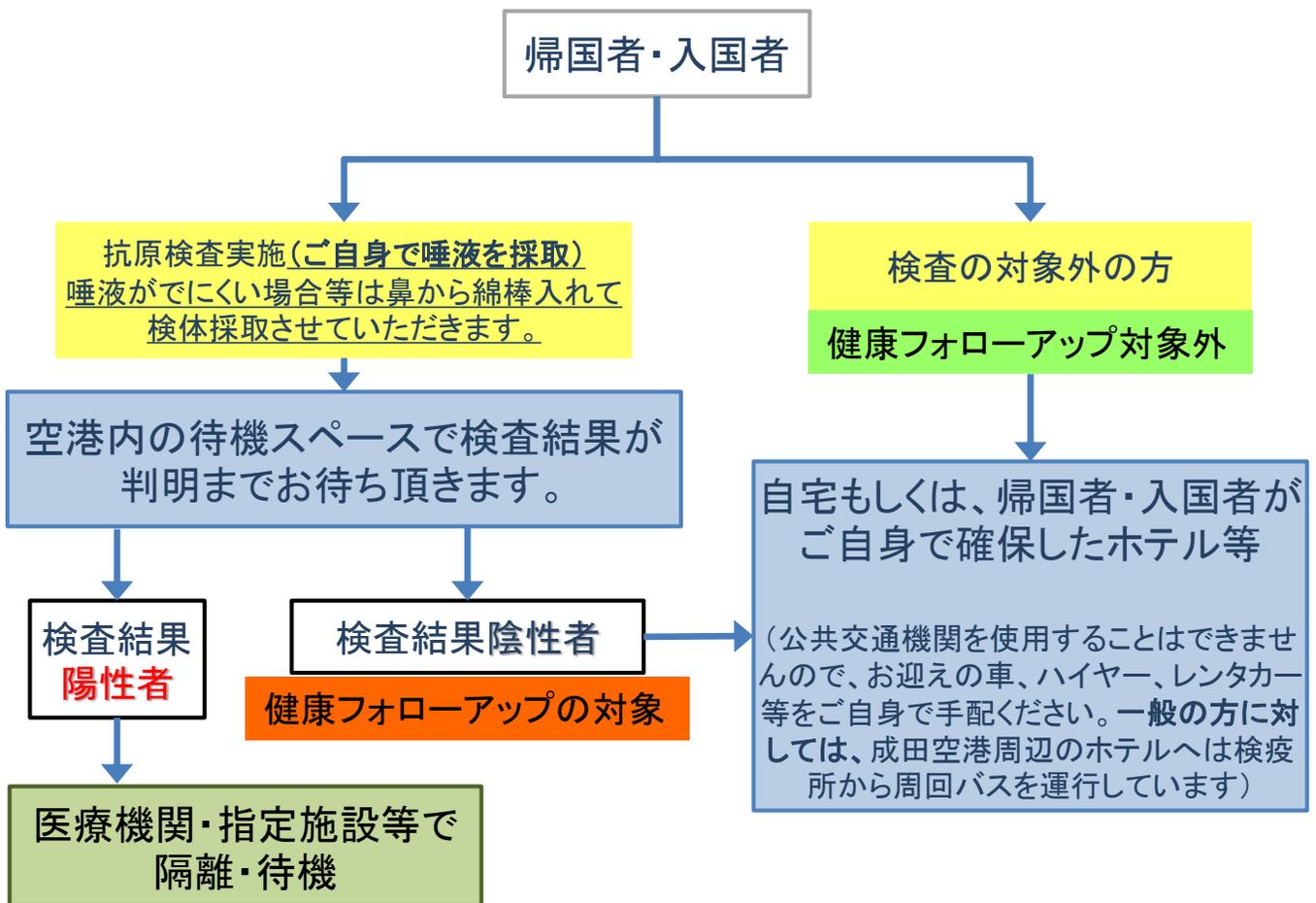
成田空港から入国する際の検疫手続について(下図参照)

2020.11.1 現在

○到着日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある人、および、医師の判断により、「検疫強化対象地域」に滞在歴がある方で症状がある人等も新型コロナウイルス感染症に対する検査を実施します。

○検査結果が陰性でも、検査対象外の方でも、帰国日を0日目として14日目までは、**公共交通機関を使用しないこと**、ご自身が確保した検疫所長が指定する場所(**自宅やホテル等**)に待機することを検疫所から要請します。

唾液採取30分間前の飲食は控えてください。唾液採取後は飲食可能です。



検査開始から結果判明までは、おおよそ2～3時間を要します。唾液等検体の性状により、再検査になった場合は、6時間以上かかる場合があります。夜の到着便での再検査は翌日になることもあります。

当日の到着便数、乗客数等により、事前にお問い合わせ頂いても、具体的な時間は正確にはお答えできませんのでご了承ください。

本内容については、状況の変化により、予告なく変更されることもあります。